

## 事業承継と相続の規定……遺留分と遺言

### はじめに

今回より相続について書かせていただく。事業承継をする時に相続についてのルールは大切である。遺留分などは専門家でなければなかなか分かりにくい。ただ、遺留分を理解していなければ、税理士の先生であれば少々面目を失うことにもなりかねない。経営ツールの前提になる事柄であるので十分に理解しておきたい。

### I 遺留分と相続の規定

相続人には相続する財産について遺留分の権利がある。遺留分とは相続財産について相続人が民法上保証されるものである。

相続とは遺言などの特別なものがない時に、

図表-1 民法の相続についての規定

用語	内容	計算式、割合など
相続	配偶者 配偶者は常に相続人になる。 (法律上の婚姻をしているもの)	相続の割合 ・基礎財産が元になる。 ・それぞれ他がない場合は、該当事が全額相続する。 ・配偶者と直系卑属⇒1/2ずつ ・配偶者と直系尊属⇒2/3と1/3 ・配偶者と兄弟姉妹⇒3/4と1/4
	直系卑属 (第1順位) ・子があれば子が相続 ・子がなく孫だけなら孫が相続。 ・子のうち、既に死亡している子で孫がいる場合、その孫が親に代わって代襲相続する。	
	直系尊属 (第2順位) ・直系卑属がないときは直系尊属が相続する。 ・まず父母、いなければ祖父母	
	兄弟姉妹 (第3順位) ・直系尊属、直系卑属がない時は兄弟姉妹が相続する。	
遺留分	・相続人が持つ最低限の相続の権利。遺言でも侵害できない。 ・配偶者、直系卑属、直系尊属のみにある(兄弟姉妹には遺留分はない)。	・「配偶者のみ」「直系卑属のみ」「配偶者+直系卑属」「配偶者+直系尊属」→1/2 ・「配偶者(1/4)+直系卑属(1/4)」 ・「配偶者(1/3)+直系尊属(1/6)」 ・「直系尊属のみ」→1/3
基礎財産	遺留分を計算するときの基礎になる財産の金額	基礎財産 = 遺産 + 相続前1年以内の生前贈与 + 特別受益額
特別受益	被相続人から相続人に対してなされた、生前の贈与を指す。1年前だけでなく、過去のすべての贈与が特別受益として基礎財産に加算される。	
遺留分減殺の請求	相続人が遺留分を侵された時に、自分の遺留分を取り戻すために請求を起すこと	

自然に被相続人から相続人に資産承継がなされることである。遺言などがある場合、相続についての資産承継の割合が法律と違う場合が多々ある。遺留分は、その時に最低限保証される割合であり、法的に相続人は遺留分だけ守られていることになる。

遺留分は基礎財産を元に計算する。基礎財産は相続の基礎になる財産で相続時の財産に特別受益額と1年前からの贈与額を足したもので、その3分の1～2分の1が遺留分になる。

その遺留分を侵害された時に、起こせるのが「遺留分減殺の請求」である。自分の遺留分を取り戻すことを請求できるということだ。相続の割合について一覧表にしたので参考にしてほしい(図表-1)。

後継者が株式を生前に受け継いでいても、相続の段階でその分を遺産の財産に加えて計算をする。後継者が頑張って企業業績を上げたらその分株式の価値も上昇する。株式価格の上昇分だけ相続財産価額も増えることになる。遺留分は相続財産の割合の規定なので、後継者の分の相続財産価額が増えることになり、他の相続財産の遺留分に影響を与えてしまい、後継者はその分負担になり、少し不合理である。ちょっとややこしいが、注意したい点である。

式に従わなければ効力がないということがあ  
る。遺言の方式には普通方式と特別方式があ  
り、普通方式の中にも「自筆証書遺言」、「公正  
証書遺言」、「秘密証書遺言」の3つがある。

- ・遺言は法律で決められた方式に従って行われなければならない。
- ・遺言には普通方式と特別方式がある。
- ・普通方式には自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つがある。

「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」の3つについてまとめたので参考にしてほしい（図表-2）。

## II 遺言

### ●遺言の種類

遺言のポイントの一つに法律で決められた方

図表-2 「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」の概要

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
内 容	遺言者がその全文、日付け及び氏名を自書し、押印して作成する遺言	証人2人以上の立会いのもとに、遺言者が遺言の内容を公証人に口述し、公証人がこれを筆記し、遺言者及び証人に読み聞かせる遺言	遺言者が、作成した遺言書に署名・押印し、これを封筒に入れて封印し、その封書に証人2人以上及び公証人が署名・押印する遺言
作成場所	任意	公証人役場	公証人役場
費用	無し	公証人の手数料、証人への謝礼	公証人の手数料、証人への謝礼
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人で簡単にできる。</li> <li>・内容を秘密にできる。</li> <li>・費用がかからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方式不備の恐れがない。</li> <li>・変造、滅失の恐れがない。</li> <li>・執行に家庭裁判所の検認不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容を秘密にできる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紛失、他人による偽造、隠匿の恐れがある。</li> <li>・内容や方式の不備があり無効になる恐れがある。</li> <li>・ワープロ等はだめ・家庭裁判所の検認必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用がかかる。</li> <li>・手数料がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容、方式に不備がある可能性がある。</li> <li>・証人から秘密が漏れる恐れがある。</li> <li>・執行に家庭裁判所の検認必要</li> <li>・紛失、隠匿の恐れがある。</li> </ul>